

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>株券等に関する業務規程施行規則</u>	<u>業務規程施行規則</u>
<p>第1条 この規則において、<u>株券等に関する業務規程</u>（以下「規程」という。）の用語と同一の用語は、同一の意味をもつものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 取扱株券等</p> <p>（<u>取扱株券等の要件</u>）</p> <p>第4条の2 <u>規程第9条第4号に規定する機構が規則で定める者とは、参加者の親会社若しくは子会社又は参加者、参加者の親会社及び子会社が所有する議決権とを合わせた場合に他の会社の議決権の過半数を占めている会社をいう。</u></p> <p>2 <u>規程第9条第4号に規定する機構が規則で定める要件とは、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>（1）<u>国内で発行されるものであること</u></p> <p>（2）<u>各新株予約権付社債の金額が均一であること</u></p> <p>（3）<u>新株予約権付社債が参加者以外の者に割り当てられる場合は、当該参加者以外の者が当該新株予約権付社債の買取契約を行い、当該参加者が当該参加者以外の者の代理人として当該新株予約権付社債に係る業務を行うものであること</u></p> <p>（同意書）</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>新株予約権付社債券について、第2項に規定する同意書に添付する書類は、<u>規程第9条第2号に規定する新株予約権付社債券については次の第1号から第5号までに掲げる書類とし、規程第9条第4号に規定する新株予約権付社債券については次の第1号及び第3号から第5号までに掲げる書類とする。</u></u></p> <p>（1）～（5） (略)</p> <p>5～10 (略)</p>	<p>第1条 この規則において、<u>業務規程</u>（以下「規程」という。）の用語と同一の用語は、同一の意味をもつものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 取扱株券等</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（同意書）</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>新株予約権付社債券について、第2項に規定する同意書に添付する書類は、<u>以下のとおりとする。</u></u></p> <p>（1）～（5） (略)</p> <p>5～10 (略)</p>

(会社からの決議等の通知)

第6条 株券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該株券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又は規程第12条第3項各号に該当した場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その株券について証券取引所への上場の廃止(以下次条において「上場廃止」という。)の原因となる事実が発生した場合も同様とする。

(1)~(23) (略)

2 新株予約権付社債券の発行者は、新株予約権付社債の発行の決議を行った場合は、機構に対してその決議内容を通知するとともに、規程第9条第2号に規定する新株予約権付社債券の発行者は次の第1号から第3号までに掲げる書類を、規程第9条第4号に規定する新株予約権付社債券の発行者は次の第2号から第7号までに掲げる書類を、それぞれ提出するものとする。

(1)~(3) (略)

(4)当該新株予約権付社債に係る社債管理会社又は財務代理人(発行事務、期中事務及び元利金支払事務の委託を会社から受けた事務代行会社(銀行、信託会社又は担保附社債信託法第5条の免許を受けた会社に限る。)をいう。以下同じ。)が設置される場合は、社債管理委託契約書及び元利金支払事務委託契約書の各写

(5)当該新株予約権付社債に係る総額買取契約書の写

(6)当該新株予約権付社債に係る総額の払込みが行われたことを証する書面

(7)当該新株予約権付社債が参加者以外の者に割り当てられる場合は代理契約書の写

3 新株予約権付社債券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該新株予約権付社債券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又はこれらに該当した場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。規程第9条第2号に規定する新株予約権付社債券について証券取引所への上場の廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。

(会社からの決議等の通知)

第6条 株券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該株券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又は規程第12条第3項各号に該当した場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その株券について証券取引所への上場の廃止(以下次条において「上場廃止」という。)の原因となる事実が発生した場合も同様とする。

(1)~(23) (略)

2 新株予約権付社債券の発行者は、新株予約権付社債の発行の決議を行った場合は、機構に対してその決議内容を通知するとともに、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1)~(3) (略)  
(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

3 新株予約権付社債券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該新株予約権付社債券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又はこれらに該当した場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その新株予約権付社債券について証券取引所への上場の廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。

- ( 1 ) ~ ( 3 ) ( 略 )
  - ( 4 ) 社債管理委託契約の変更、代表社債管理会社の変更又は財務代理人の変更
  - ( 5 ) 元利金支払事務取扱契約の変更又は元利金支払事務取扱者の変更
  - ( 6 ) ~ ( 10 ) ( 略 )
  - ( 11 ) 新株予約権付社債に係る新株予約権の全部が行使された場合
- 4 ~ 10 ( 略 )

第 75 条 新株予約権付社債券について規程第 88 条第 1 項の規定により規程第 4 章第 1 節の規定を準用する。この場合において「公募又は売出し」とあるのは「公募」と、「預託前株券等」とあるのは「準備新株予約権付社債券」と、「募集又は売出し」とあるのは「募集」と、「預託株券の株式の数」とあるのは「預託券面の総額」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
( 略 )		
第 42 条第 1 項	上場日の 3 営業日前の日	<u>払込期日</u>
	( 略 )	( 略 )

( 預託新株予約権付社債券の制限 )

第 77 条 規程第 89 条第 1 項に規定する参加者が預託できる新株予約権付社債券は、証券取引所が定める売買単位の券種の新株予約権付社債券とする。

2 規程第 89 条第 2 項に規定する参加者が預託できる新株予約権付社債券は、各新株予約権付社債券の金額の新株予約権付社債券とする。

( 準備新株予約権付社債券の預入れに係る通知等 )

第 78 条 会社は、準備新株予約権付社債券の本券作成日程について、当該新株予約権付社債券の払

- ( 1 ) ~ ( 3 ) ( 略 )
  - ( 4 ) 社債管理委託契約の変更及び代表社債管理会社の変更
  - ( 5 ) 元利金支払事務取扱契約の変更及び元利金支払事務取扱者の変更
  - ( 6 ) ~ ( 10 ) ( 略 )
  - ( 新 設 )
- 4 ~ 10 ( 略 )

第 75 条 新株予約権付社債券について規程第 88 条第 1 項の規定により規程第 4 章第 1 節の規定を準用する。この場合において「公募又は売出し」とあるのは「公募」と、「預託前株券等」とあるのは「準備新株予約権付社債券」と、「募集又は売出し」とあるのは「募集」と、「預託株券の株式の数」とあるのは「預託券面の総額」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
( 略 )		
第 42 条第 1 項	上場日の 3 営業日前の日	<u>上場日の前営業日</u>
	( 略 )	( 略 )

( 預託新株予約権付社債券の制限 )

第 77 条 規程第 89 条に規定する参加者が預託できる新株予約権付社債券は、証券取引所が定める売買単位の券種の新株予約権付社債券とする。

( 新 設 )

( 準備新株予約権付社債券の預入れに係る通知等 )

第 78 条 会社は、準備新株予約権付社債券の本券作成日程について、当該新株予約権付社債券の上

込期日の4営業日前の日までに、機構に通知するものとする。

2 (略)

3 会社は、第1項の通知後、規程第88条第1項において準用する規程第42条第1項又は規程第88条の2第2項に規定する準備新株予約権付社債券の一括預入れを中止せざるを得ない事実が発生した場合は、直ちにその旨を機構に対して通知しなければならない。

4 (略)

(預託票の処理)

第79条 規程第9条第2号に規定する新株予約権付社債券の募集に係る引受主幹事証券会社(発行者と引受契約を締結した引受団の代表者をいう。以下同じ。)は、払込期日の2営業日前の日に、当該準備新株予約権付社債券の募集に係る規程第88条第1項において準用する規程第42条第1項に規定する参加者の取扱券面の総額を記載した所定の預託票を機構に提出するものとする。

2 規程第9条第4号に規定する新株予約権付社債の割当てを受ける参加者(参加者以外の者が割当てを受ける場合は、当該参加者以外の者の代理人である参加者を含む。以下第5号において同じ。)は、払込期日の2営業日前の日に、当該参加者の取扱券面の総額を記載した所定の預託票を機構に提出するものとする。

3 機構は、前2項の規定により提出された預託票に記載されたデータの入力処理を当該預託票の提出日において行う。

4 第32条第2項及び第3項の規定は、第1項の預託票が提出された場合について準用する。この場合において、これらの規定中「上場日等の前営業日」とあるのは、「払込期日の前営業日」と、「公募又は売出し」とあるのは「公募」と読み替えるものとする。

5 第32条第2項及び第3項の規定は、第2項の預託票が提出された場合について準用する。この場合において、これらの規定中「上場日の前営業日」とあるのは、「払込期日の前営業日」と、「公

場日の5営業日前の日までに、機構に通知するものとする。

2 (略)

3 会社は、第1項の通知後、規程第88条第1項において準用する規程第42条第1項に規定する準備新株予約権付社債券の一括預入れを中止せざるを得ない事実が発生した場合は、直ちにその旨を機構に対して通知しなければならない。

4 (略)

(預託票の処理)

第79条 新株予約権付社債券の募集に係る引受主幹事証券会社(発行者と引受契約を締結した引受団の代表者をいう。以下同じ。)は、上場日の3営業日前の日に、当該準備新株予約権付社債券の募集に係る規程第88条第1項において準用する規程第42条第1項に規定する参加者の取扱券面の総額を記載した所定の預託票を機構に提出するものとする。

(新設)

2 機構は、前項の規定により提出された預託票に記載されたデータの入力処理を当該預託票の提出日において行う。

3 第32条第2項及び第3項の規定は、第1項の預託票が提出された場合について準用する。この場合において、これらの規定中「上場日等の前営業日」とあるのは「上場日の2営業日前の日」と、「公募又は売出し」とあるのは「公募」と読み替えるものとする。

(新設)

募又は売出しに係る引受主幹事証券会社」とあるのは「新株予約権付社債券の割当てを受ける参加者」と読み替えるものとする。

(一括預入れの時期)

第80条 規程第88条第1項において準用する規程第42条第1項に規定する準備新株予約権付社債券及び規程第88条の2第2項に規定する準備新株予約権付社債券の一括預入れは、払込期日の午前9時から午前10時までの間に所定の預入れ票を添付して行うものとする。

(準備新株予約権付社債券の取扱廃止)

第81条 規程第88条第1項において準用する規程第43条第1項の規定又は規程第88条の2第4項の規定により準備新株予約権付社債券を機構の行う保管振替業において取り扱わないものとした場合は、機構は、機構が指定する日に、当該準備新株予約権付社債券を会社に返還する。

2 (略)

(元利金支払事務取扱参加者の届出事項)

第89条 規程第94条第1項に規定する元利金支払事務取扱参加者は、当該元利金支払事務取扱参加者が元利金支払事務を受託した新株予約権付社債券(規程第9条第4号に規定する新株予約権付社債券については社債管理会社を設置している場合に限る。以下この節において同じ。)の上場日(機構が別に指定する場合は、当該指定日)までに、元利金支払基金の受入れに使用する銀行口座等(以下「元利金支払基金入金口座」という。)を、機構に対し所定の書面により届け出なければならない。

附 則

この改正規定は、平成17年7月1日から施行し、同日以後預託を受ける新株予約権付社債券について適用する。

(一括預入れの時期)

第80条 規程第88条第1項において準用する規程第42条第1項に規定する準備新株予約権付社債券の一括預入れは、上場日の前営業日の午前9時から午前10時までの間に所定の預入れ票を添付して行うものとする。

(準備新株予約権付社債券の取扱廃止)

第81条 規程第88条第1項において準用する規程第43条第1項の規定により準備新株予約権付社債券を機構の行う保管振替業において取り扱わないものとした場合は、機構は、機構が指定する日に、当該準備新株予約権付社債券を会社に返還する。

2 (略)

(元利金支払事務取扱参加者の届出事項)

第89条 規程第94条第1項に規定する元利金支払事務取扱参加者は、当該元利金支払事務取扱参加者が元利金支払事務を受託した新株予約権付社債券の上場日(機構が別に指定する場合は、当該指定日)までに、元利金支払基金の受入れに使用する銀行口座等(以下「元利金支払基金入金口座」という。)を、機構に対し所定の書面により届け出なければならない。